

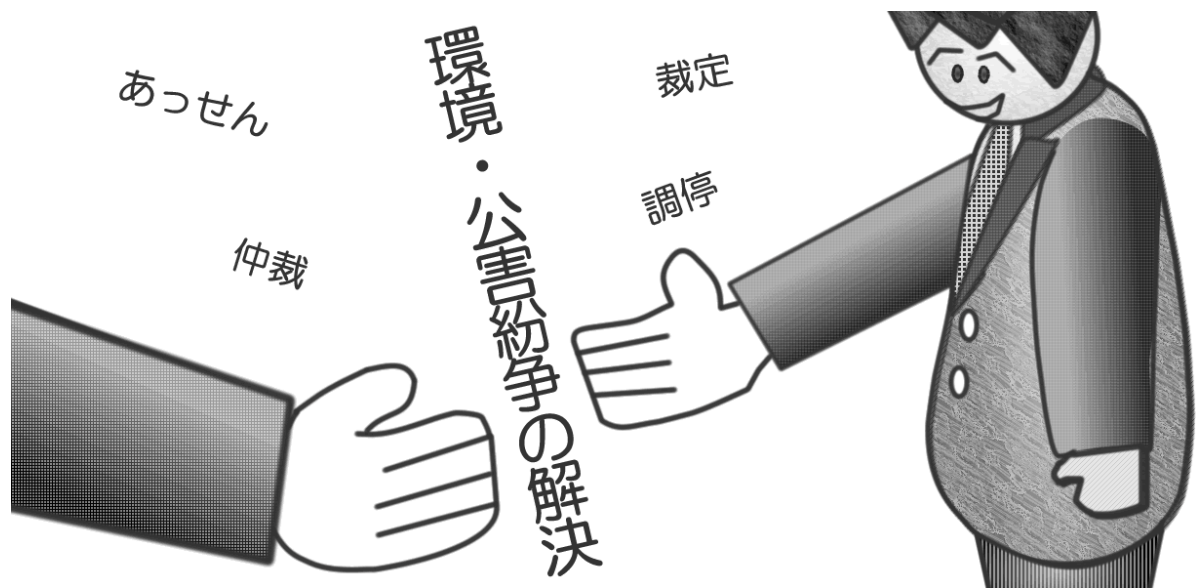
(紛 争) ふ〜んそうなのか！

～環境・公害紛争処理制度の紹介～

資源環境部 環境政策課 生活環境保全係

電話 3579-2594

FAX 3579-2249



ADR(裁判外紛争解決手続)と公害紛争処理制度について

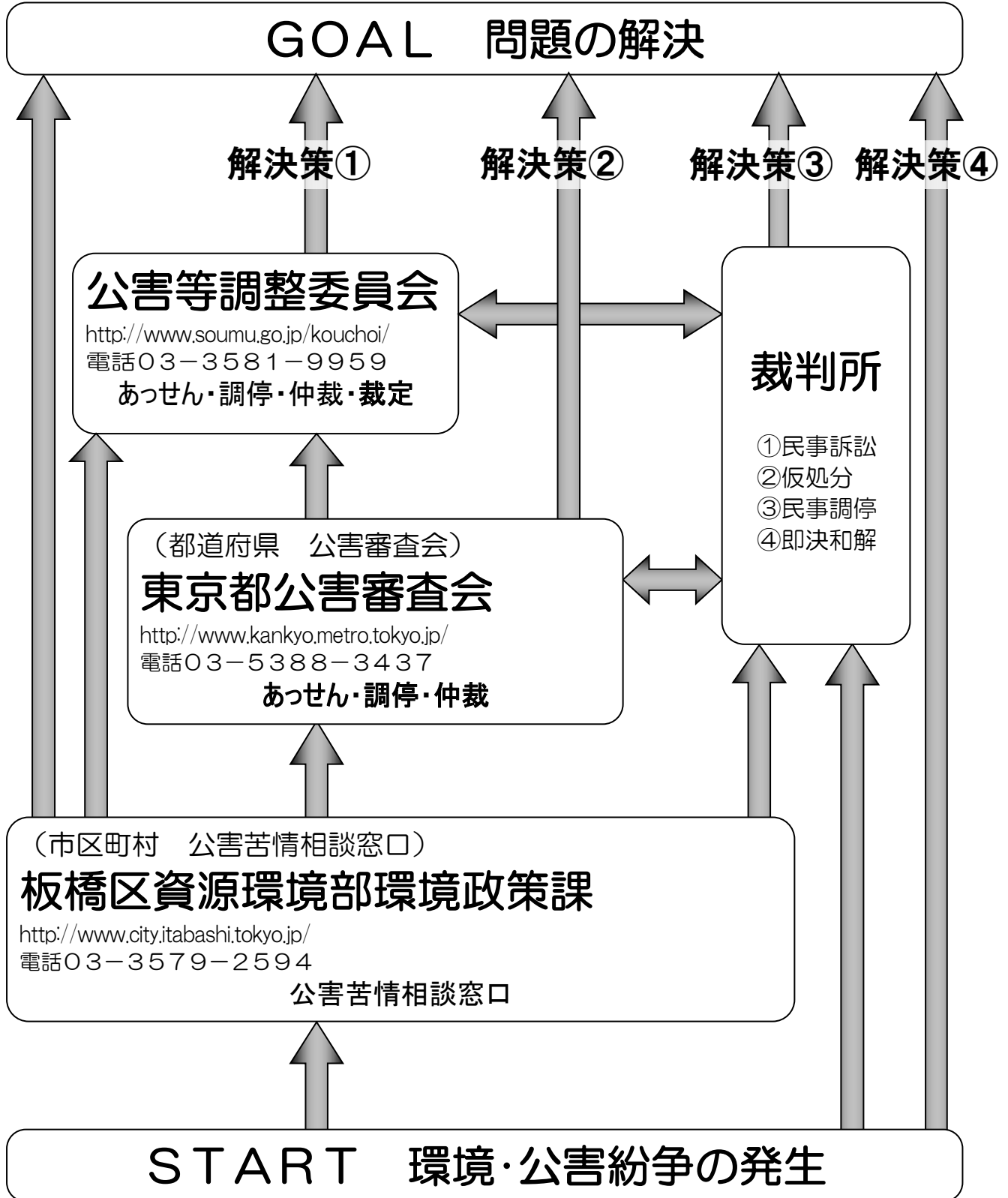
裁判外紛争解決手続はADR(Alternative Dispute Resolution)とも呼ばれ、あっせん・調停・仲裁など裁判によらない紛争解決方法を広く指すもので、「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」です。裁判所で行われている民事調停・家事調停、行政機関(公害等調整委員会など)が行うあっせん・調停・仲裁の手続、弁護士会・社団法人・その他の民間団体が行う手続もADRに含まれます。

2004年11月19日にはADR促進法が成立(同年12月1日公布)し、司法制度改革の柱の一つとしてADRの拡充・活性化を図ることになりました。同法第4条第2項では「裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。」とあります。

板橋区では本リーフレットによりADRの周知を図るとともに、公害紛争処理制度を紹介するものです。

環境・公害紛争の問題解決までの流れ

環境・公害紛争の問題解決は、概ね下図の流れに沿って行われます。解決に至るまでの経路は複数ありますが、最終的には5通りの方法により問題の解決が図られます。



※上図は公害等調整委員会の参考資料を元に板橋区環境政策課が作成。(板橋区における解決フローチャート)

解決策①～④の説明

解決策① ADR(裁判外紛争解決手続)「公害等調整委員会」を利用して解決

解決策② ADR(裁判外紛争解決手続)「東京都公害審査会」を利用して解決

■東京都審査会が扱う(ただし、重大事件・広域処理事件・県際事件は公害等調整委員会が扱う)

●あっせん

自主的解決を援助・促進する目的で、審査会が間に入って仲介し解決を図る。
手数料不要。

●調停

当事者に出頭を求め意見聴取や現地調査、参考人陳述や鑑定人による鑑定結果などにに基づき話し合いに審査会が積極的に介入・調整し、当事者間の互譲により紛争の解決を図る。要手数料。

●仲裁

当事者を審訊し、証人・鑑定人を尋問するなどして争いの原因たる事実関係を探知、仲裁判断をする手続。公害に係る当事者間の民事上の紛争解決を、仲裁委員会の判断(仲裁判断)に委ね、判断を最終的なものとして従うことを約束(仲裁契約)する。仲裁判断は確定判決と同一の効力を有する。要手数料。

■公害等調整委員会のみが扱う

●裁定

証拠調べ等により収集した証拠資料を基に事実関係を確定し、法律的な判断を下すことにより解決を図る。損害賠償責任の有無や賠償額の判断(責任裁定)と、被害と公害との因果関係に関する判断(原因裁定)がある。

解決策③ 公の機関(地方裁判所、簡易裁判所)による解決

■強制的に解決(民事訴訟、仮処分)

■円満に解決(民事調停、即決和解)

コラム：ADR(裁判外紛争解決手続)と裁判所

市区町村公害苦情相談窓口で紛争が解決しない場合は、ADRや裁判所を利用して紛争解決を図ります。ADRは「第三者の専門的知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続」として重要です。

紛争を司法により解決する場として裁判(民事訴訟)も活用できますが、円満な紛争解決には、和解や調停が望ましいことを理解した上で選択することが大切です。

解決策④ 住民間の話し合いによる解決

問題解決に向け各手続を行う中で、行政などからアドバイスを受けた当事者が直接話し合いを行い紛争が解決されることが、今後のご近所付き合い等を考えても望ましい解決といえます。実際に、この解決策により円満に解決された例もあります。

公害紛争処理の詳細情報

公害紛争処理の管轄

	あっせん・調停・仲裁	裁定
(総務省) 公害等調整委員会	■重大事件 ①人の健康に係る被害に関する紛争で、死亡又は要介護障害が人に生じた場合における公害 ②大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争で、被害総額5億円以上のもの ■広域処理事件 航空機騒音、新幹線騒音に係るもの ■県際事件 加害行為、被害の発生が複数の都道府県に及ぶもの ■引継事件 公害等調整委員会が処理することが適当なもの	■責任裁定 公害に係る被害について損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額を判断 当事者の陳述、証拠調べ、事実の調査により事実を認定し、認定した事実に基づいて裁定する。手続は民事訴訟に準ずるが、職権で証拠調べや事実の調査が行える等の特色がある。 ■原因裁定 加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否のみを判断 原因裁定があったとき、公害等調整委員会は関係行政機関の長、関係地方公共団体の長に意見を述べるができる。
(東京都) 東京都公害審査会	■重大事件・広域処理事件・県際事件以外 ■引継事件 東京都公害審査会が処理することが適当なもの	—

東京都公害審査会の申請手数料 (東京都ホームページより引用、2015年6月現在)

- 申請手数料は調停を求める事項の価額によって算定する。
- 損害賠償を求める場合は、その請求額が「調停を求める事項の価額」となります。
- 価額算定が不可能な場合(例:騒音の差し止め請求)、その価額を500万円とみなします。
- 東京都が送付する納入通知書により指定期間内に金融機関で手数料を納付する。
- 手数料は下表の通り。

調停を求める事項の価額	申請手数料額(1件につき)
100万円まで	1,000円
1,000万円まで	価額(1万円単位)×7円+300円
1億円まで	価額(1万円単位)×6円+1,300円
1億円を超える場合	価額(1万円単位)×5円+11,300円

<計算例>騒音の差し止めを求める場合

価額の算定が不可能な場合に該当するので、調停を求める事項の価額を500万円として算定します。よって、申請手数料額は「調停を求める事項の価額、1,000万円まで」になるため、「500×7円+300円」という計算式により手数料額3,800円が求まる。